

工事従事者情報システム 運用操作マニュアル

【請負者(一般)用】

Version 14.00

工事従事者情報システム 運用操作マニュアル
【請負者（一般）用】
改 訂 履 歴

バージョン	改訂年月日	総頁数	改訂内容
Version 1.00	2006 年 2 月 27 日	－	新規制定
Version 2.00	2006 年 6 月 2 日	－	・資格申請状況一覧機能の追加 ・教育申請状況一覧機能の追加 ・所属箇所等の変更機能の追加
Version 3.00	2006 年 8 月 7 日	－	システム改修による改訂
Version 4.00	2010 年 4 月 1 日	－	資格申請書及び経歴書の改修に伴う改訂
Version 5.00	2012 年 12 月 20 日	－	システム改修による改訂
Version 6.00	2013 年 11 月 19 日	－	システム改修による改訂
Version 7.00	2014 年 3 月 31 日	－	システム改修による改訂
Version 8.00	2015 年 3 月 6 日	－	システム改修による改訂
Version 9.00	2016 年 3 月 4 日	－	システム改修による改訂
Version 10.00	2017 年 3 月 31 日	－	システム改修による改訂
Version 11.00	2018 年 2 月 23 日	－	システム改修による改訂
Version 12.00	2019 年 4 月 1 日	128	システム改修による改訂 ・運転適性検査体系の変更 ・資格の継続申請におけるチェック処理の追加
Version 13.00	2021 年 11 月 12 日	－	システム改修による改訂
Version 14.00	2025 年 2 月 27 日	139	システム改修による改訂 ・資格申請における申請会社変更機能の追加

工事従事者情報システム 運用操作マニュアル
【請負者（一般）用】
目次

第1章 総 則	1
1 総論	1
2 用語の意義	1
第2章 J R東日本認定資格概要	
1 J R東日本認定資格	2
表2-1 J R東日本認定資格名称、認定箇所及び受講等必要有無一覧	3
第3章 システム構成	
1 システム構成	5
2 データベース構成	6
3 管理項目及び入力箇所	7
4 「特別講習等情報」における管理項目及び入力箇所	11
表3-1 システム構成と利用環境	5
表3-2 データベース概要	6
表3-3 管理項目一覧	7
表3-4 限定資格と入力内容及び入力箇所の関係	11
図3-1 データベース構成（イメージ）	6
第4章 システム機能概要	
1 システム概要	12
2 システム運用フロー（基本）	13
（1）個人IDを取得する場合	13
（2）個人情報修正、削除する場合	13
（3）個人情報を参照する場合	13
（4-1）新規に資格取得を行う場合（パターン1：（例）施設協会認定）	14
（4-2）新規に資格取得を行う場合（パターン2：（例）電業研認定）	15
（4-3）新規に資格取得を行う場合（パターン3：（例）J R東日本認定）	16
（5-1）継続して資格を申請する場合（パターン1：（例）施設協会認定）	17
（5-2）継続して資格を申請する場合（パターン2：（例）電業研認定）	18
（5-3）継続して資格を申請する場合（パターン3：（例）J R東日本認定）	19
（6-1）10条教育〔運転〕を受講する場合 （パターン1：教育実施機関が実施、J R東日本が確認する場合）	20
（6-2）10条教育〔運転〕を受講する場合 （パターン2：J R東日本が実施、確認する場合）	21
（6-3）10条教育〔保守〕を受講する場合 （パターン3：教育実施機関が実施、J R東日本が確認する場合）	22
（6-4）10条教育〔保守〕を受講する場合 （パターン4：請負者が実施、J R東日本が確認する場合）	23
（7）10条教育以外を登録する場合	23
3 資格制度改正とシステム上の資格表示名称	24
表4-1 システム機能概要及び操作可能箇所一覧	12
表4-2 資格認定制度改正に伴う資格名称の現改比較及びシステム上の表示一覧	24

第5章 各種入力方法（申請・一般）

1	個人 ID を取得する場合	26
2	個人情報を追加、修正、参照する場合	39
3	資格申請する場合（新規・継続・追加）	74
（1）	資格申請	74
（2）	資格申請状況一覧	92
（3）	運転適性検査申請状況一覧	98
（4）	申請書・経歴書等印刷	104
（5）	限定解除・技能確認等の実績入力	114
4	10条教育を受講申請する場合	120
（1）	教育訓練申請	120
（2）	教育訓練申請状況一覧	127
5	10条教育以外の教育を登録する場合	133
6	証明写真の取り込みを行う場合	136

第1章 総則

1. 総論

東日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR東日本」という。）が発注する請負工事では、鉄道工事における安全確保や品質確保について、JR東日本制定の仕様書等に明記しており、その1つに工事従事者の配置を定めています。工事従事者とは、国や業界の社外資格以外に鉄道特有の特異工事に対しJR東日本が制定した資格であり、JR東日本が発注する鉄道特有の特異工事では、JR東日本が認定した工事従事者の資格保有者（以下、「有資格者」という。）を配置することとしています。

この資格を取得するためには、JR東日本又はJR東日本が資格認定業務を委嘱している認定機関（以下、「資格認定機関」という。）が行う講習会の受講及び試験の合格、医学適性検査及び運転適性検査の合格等が必要となります。さらに資格取得後、有資格者として工事等に従事するためには鉄道に関する技術上の基準を定める省令第10条に定める教育・訓練を受けていることが条件となります。

工事従事者情報システムは、工事従事者の資格について請負者の資格申請や資格認定機関の手続きをオンライン化することにより手続きの簡素化や重複作業の解消等を図ることを目的に導入しました。

2. 用語の意義

- (1) 「JR東日本」とは、東日本旅客鉄道株式会社をいう。
- (2) 「施設協会」とは、一般社団法人日本鉄道施設協会をいう。
- (3) 「電業研」とは、一般社団法人鉄道電業研究会をいう。
- (4) 「資格認定機関」とは、JR東日本、施設協会、電業研及びJR東日本が委嘱した第三者機関をいう。
- (5) 「教育実施機関」とは、JR東日本及びJR東日本が教育実施を委託した第三者機関をいう。
- (6) 「資格認定機関等」とは、資格認定機関及び教育実施機関をいう。
- (7) 「請負者」とは、JR東日本認定の資格を取得している又は取得しようとする会社又は個人をいう。
- (8) 「有資格者」とは、JR東日本が認定した工事従事者の資格保有者をいう。
- (9) 「10条教育」とは、鉄道に関する技術上の基準を定める省令第10条に規定する教育及び訓練をいう。
- (10) 「運適」とは、運転適性検査をいい、鉄道に関する技術上の基準を定める省令第10条に基づく検査をいう。
- (11) 「医適」とは、医学適性検査をいい、鉄道に関する技術上の基準を定める省令第10条に基づく検査をいう。
- (12) 「仕様書」とは、JR東日本が制定した営業線工事保安関係標準仕様書、電気関係一般工事標準仕様書等をいう。
- (13) 「有資格者情報」とは、資格認定証の取得状況、運適・医適の受検状況、10条教育等の受講状況をいう。
- (14) 「限定資格」とは、工事従事者の資格のうち、取得後に技能確認や実作業検定等の「特別講習等」を要するものをいう。
- (15) 「工事従事者情報システム」とは、有資格者情報を一元管理でき、資格申請業務から認定業務までを一括して行うことができるシステムをいう。
- (16) 「システム」とは、工事従事者情報システムをいう。